

令和2年7月1日より

「那珂川市立地適正化計画」に基づく届出制度が始まります

那珂川市では、都市再生特別措置法に基づき「那珂川市立地適正化計画」を策定し、令和2年7月1日に公表しました。

公表日（令和2年7月1日）以降、居住誘導区域外で行う住宅の建築等又は、都市機能誘導区域外で行う誘導施設の建築等については、**着手の30日前まで**に市長への届出が必要となります。

※届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法（第35条）の**重要事項説明の対象**となります。

■届出の対象となる区域・行為

届出が必要となる区域		都市計画区域				都市計画区域外	
		市街化区域		市街化調整区域			
届出が必要となる行為		居住誘導区域		都市機能誘導区域			
		都市機能誘導区域					
住宅	建築等行為	●3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ●建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要	必要	不要
	開発行為	●3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ●1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要	必要	不要
誘導施設	建築等行為	●誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ●建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要	必要	必要	不要
	開発行為	●誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	不要	必要	必要	必要	不要
	休廃止	●誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	必要	不要	不要	不要	不要

※誘導施設・・・商業施設（3,000㎡超）、集会機能を有するホテル、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点、行政窓口施設、病院、文化施設

「那珂川市立地適正化計画」に関するお問い合わせ先

那珂川市都市整備部都市計画課
〒811-1224 那珂川市大字安徳 702-1
TEL：092-408-7994（直通） FAX：092-953-4563

市ホームページ⇒

